

熊本市賃借料情報(令和7年度)

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画により公告された賃借料(10a当たり年額)は、以下のとおりとなっています。

令和8年4月20日

熊本市農業委員会

【 田 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
農地中間管理機構（水稻）	10,944円	20,531円	5,000円	1,884筆

※物納は含みません。

【 畑 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
農地中間管理機構(畑作物等)	5,975円	31,847円	2,500円	491筆
農地中間管理機構(施設野菜)	67,799円	156,250円	17,087円	122筆
農地中間管理機構(果樹)	8,961円	29,240円	4,993円	111筆
農地中間管理機構(飼料作物)	0円	0円	0円	0筆

※物納は含みません。

農地法第52条の情報の提供等に基づくものである。